

特定非営利活動法人 ACE 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ACE という。

2 この法人の英語名は、Action against Child Exploitation とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、次の目的を達成する。

- (1) 広く一般市民を対象として、児童労働（18歳未満の子どもによる強制的あるいは危険な労働）やその他困難な状況に置かれている子どもたちの状況に関する啓発広報活動や開発教育（人類共通の課題について知り、考え、解決に向けて行動を促すための教育活動）を行い、問題解決に向けて積極的に行動する市民を育成する。
- (2) 児童労働者やその他困難な状況に置かれている子どもたちの救済、回復および児童労働の予防を目的として、子どもを含む市民や他団体との協働や国際協力活動を行い、子どもの権利が保障され、すべての子どもが希望を持って安心して暮らせる社会を実現する。
- (3) 児童労働等の子どもの権利を侵害する事象を起こす原因となっている企業活動や消費の在り方、またそれを支える価値観を見直し、持続可能な社会の構築に向けて、その構造的な変化をもたらす。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

- (3) 国際協力の活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 児童労働、貧困等の子どもの権利の侵害から子どもを保護、救済する国際協力や国内の「子ども支援」事業
- (2) 国内外の児童労働、貧困等の子どもの権利侵害に関する調査研究、情報発信、政策提言等の「アドボカシー」事業
- (3) 子どもの権利侵害、特に児童労働やその原因となる問題に取り組むため、問題を知らせ、参加の機会を提供する「啓発・市民参加」事業
- (4) 子どもの権利侵害、特に児童労働の原因となる企業活動や消費の在り方を、より社会的・倫理的な企業・消費活動に変えていく「ソーシャルビジネス推進」事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、子ども・学生正会員および一般正会員（以下「正会員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 子ども・学生正会員
この法人の目的に賛同して入会した18歳未満および学生の個人で、総会における議決権を持つもの。
- (2) 一般正会員
この法人の目的に賛同して入会した18歳以上の個人および団体で、総会における議決権を持つもの。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し賛助するため入会した個人および団体。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この法人の会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は、前項の申し込みがあった時は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 代表は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、また会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為や秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表とし、副代表を2人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、理事会で選出された候補者の中から総会において選任する。

- 2 代表および副代表は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事およびこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは、代表があらかじめ指定した順序に従って、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補助)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併

- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された

事項について書面、電磁的方法、又は、ファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項および第29条1項第2号および第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面、電磁的方法、又はファクシミリによる表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名し、これを保存しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 事務局長は、理事会に出席し、必要な説明を行うとともに意見を述べるができる。
- 4 理事および事務局長は、代表の承認を得て、必要に応じ、その他の出席者を求めることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第32条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表または代表が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、インターネット会議による会議も有効とし、審議および表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項、第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者またはインターネット会議参加者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名し、これを保存しなければならない。

第7章 評議員会

(設置)

第39条 この法人は、事業や運営の向上に関する理事会への助言を得るために、理事会の議決を経て、評議員会を置くことができる。

(構成および定数)

第40条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員の定数は、10名以上25名以内とする。

(選任)

第41条 評議員は、理事会において正会員の中から選任する。ただし、特に必要が認められる場合には、評議員にあつてはその総数の5分の1を越えない範囲内で、正会員以外の者を評議員に選任することができる。

- 2 評議員は、理事または監事を兼ねることはできない。

(任期)

第42条 評議員の任期は、2年とする。

(権能)

第43条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、理事会に対して意見し、提案することができる。

- (1) 法人の活動および予算の執行に関する事項
- (2) 理事会に対する要望または勧告に関する事項
- (3) 理事会より諮問を受けた重要案件に関する事項

(開催)

第44条 評議員会は、原則として年1回以上開催する。

(招集)

第45条 評議員会は、代表理事が招集する。

- 2 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合、代表理事は、その日から30日以内に評議員を招集しなければならない。

(運営)

第46条 評議員会の運営に関するその他の必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第47条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第48条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第49条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を得て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第50条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第51条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る会計のみとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画および予算並びにその変更)

第53条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、理事会の議決を得る。

- 2 当該事業年度中の事業計画および収支予算は、理事会の議決により、変更することができる。

(暫定予算)

第54条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立までは前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の規定による収入および支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定および使用)

第55条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第56条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た後、総会の議決を得る。

- 2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第57条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第58条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第59条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定したものに譲渡する。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(設置)

- 第 63 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長および必要な職員を置くことができる。
- 2 事務局長および職員は、代表が任免する。
 - 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

- 第 64 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表	岩附 由香
副代表	小林 裕
副代表	白木 朋子
理 事	水寄 僚子
監 事	奥津 雷三
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費（年額）は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 子ども・学生正会員（個人）	6,000 円
(2) 一般正会員（個人・団体）	12,000 円
(3) 賛助会員（個人・団体）	
個人（子ども、学生含む）	一口 6,000 円（一口以上）

非営利団体 一口 30,000 円 (一口以上)

企業・営利団体 一口 50,000 円 (一口以上)

7. 定款第 52 条の変更にかかる事業年度については、年度途中の変更につき、2013 年度前期を 2013 年 1 月 1 日から 2013 年 8 月 31 日までとし、2013 年度後期を 2013 年 9 月 1 日から 2014 年 8 月 31 日までとする。

2005 年 3 月 6 日制定

2007 年 7 月 11 日改訂

2008 年 3 月 22 日改訂

2009 年 3 月 20 日改訂

2009 年 12 月 14 日改訂

2013 年 3 月 20 日改訂

2013 年 11 月 23 日改訂

2016 年 2 月 15 日改訂